

2022年度（令和4年度）

決算報告書

第 17 期

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 資産の部			
2	1 流動資産			
3	現金預金	41,705,952	39,763,415	1,942,537
4	未収入金	111,268,183	109,276,067	1,992,116
5	前払金	184,221	150,231	33,990
6	貯蔵品	48,128	59,992	△11,864
7	立替金	45,520	0	45,520
8	貸倒引当金	△643,000	△635,000	△8,000
9	流 動 資 産 合 計	152,609,004	148,614,705	3,994,299
10	2 固定資産			
11	特定資産			
12	預り基金特定資産	999,658,131,750	841,268,253,185	158,389,878,565
13	J-GBF支援事業寄付金	3,710,000	3,000,000	710,000
14	特定資産合計	999,661,841,750	841,271,253,185	158,390,588,565
15	固 定 資 産 合 計	999,661,841,750	841,271,253,185	158,390,588,565
16	資 産 合 計	999,814,450,754	841,419,867,890	158,394,582,864
17	II 負債の部			
18	1 流動負債			
19	未払金	15,246,511	13,462,532	1,783,979
20	前受金	4,063,776	0	4,063,776
21	預り金	1,583,100	1,443,551	139,549
22	預り補助金等	13,642,229	18,824,190	△5,181,961
23	短期借入金	20,000,000	20,000,000	0
24	仮受金	76,233	49,153	27,080
25	未払法人税等	1,432,100	2,644,800	△1,212,700
26	未払消費税等	1,257,700	2,738,600	△1,480,900
27	流 動 負 債 合 計	57,301,649	59,162,826	△1,861,177
28	2 固定負債			
29	預り基金	999,658,131,750	841,268,253,185	158,389,878,565
30	固 定 負 債 合 計	999,658,131,750	841,268,253,185	158,389,878,565
31	負 債 合 計	999,715,433,399	841,327,416,011	158,388,017,388
32	III 正味財産の部			
33	1 基金	0	0	0
34	2 指定正味財産	3,710,000	3,000,000	710,000
35	(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
36	(うち特定資産への充当額)	(3,710,000)	(3,000,000)	(710,000)
37	3 一般正味財産	95,307,355	89,451,879	5,855,476
38	(1)代替基金	2,889,190	2,889,190	0
39	(2)その他一般正味財産	92,418,165	86,562,689	5,855,476
40	(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
41	(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
42	正 味 財 産 合 計	99,017,355	92,451,879	6,565,476
43	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	999,814,450,754	841,419,867,890	158,394,582,864

正味財産増減計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 一般正味財産増減の部			
2	1 経常増減の部			
3	(1) 経常収益			
4	受取会費	(180,000)	(190,000)	(△10,000)
5	正会員受取会費	180,000	190,000	△10,000
6	事業収益	(114,320,029)	(114,438,532)	(△118,503)
7	事業収入	114,320,029	114,438,532	△118,503
8	受取補助金等	(66,996,964)	(65,139,615)	(1,857,349)
9	受取国庫補助金	66,996,964	65,139,615	1,857,349
10	受取寄付金	(2,390,000)	(0)	(2,390,000)
11	受取寄付金	2,390,000	0	2,390,000
12	雑収益	(82,554)	(66,757)	(15,797)
13	受取利息	704	592	112
14	雑収入	81,850	66,165	15,685
15	経 常 収 益 計	183,969,547	179,834,904	4,134,643
16	(2) 経常費用			
17	事業費	(158,708,235)	(150,023,419)	(8,684,816)
18	役員報酬	14,160,299	12,979,447	1,180,852
19	給料手当	63,348,510	60,315,574	3,032,936
20	雑給	1,869,711	531,250	1,338,461
21	法定福利費	11,892,775	11,165,207	727,568
22	福利厚生費	99,777	129,116	△29,339
23	通勤費	3,011,807	2,720,363	291,444
24	人材派遣費	12,663,201	15,741,346	△3,078,145
25	会議費	362,402	182,396	180,006
26	旅費交通費	7,382,054	3,498,567	3,883,487
27	通信費	2,199,641	1,981,120	218,521
28	広告宣伝費	7,357	19,991	△12,634
29	荷造運賃	401,696	390,905	10,791
30	消耗品費	2,434,973	3,473,072	△1,038,099
31	新聞図書費	18,639	51,176	△32,537
32	印刷費	1,768,320	1,684,546	83,774
33	水道光熱費	126,671	419,034	△292,363
34	地代家賃	3,976,500	3,976,500	0
35	支払リース料	3,761,834	2,746,261	1,015,573
36	支払手数料	881,023	878,045	2,978
37	支払保険料	404,238	283,618	120,620
38	支払報酬	8,056,216	8,388,301	△332,085
39	租税公課	691,548	706,360	△14,812
40	外注費	16,283,049	15,766,359	516,690
41	会場設営費	2,789,434	1,924,165	865,269
42	諸会費	60,000	60,000	0
43	雑費	56,560	10,700	45,860

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
44	管理費	(17,973,736)	(18,583,566)	(△609,830)
45	役員報酬	1,290,701	1,266,853	23,848
46	給料手当	5,144,656	4,878,861	265,795
47	法定福利費	1,056,392	1,070,165	△13,773
48	福利厚生費	19,982	19,896	86
49	通勤費	292,148	295,775	△3,627
50	会議費	15,453	46,342	△30,889
51	旅費交通費	6,051	12,337	△6,286
52	通信費	244,690	222,654	22,036
53	荷造運賃	219	0	219
54	消耗品費	408,502	403,037	5,465
55	新聞図書費	0	1,800	△1,800
56	印刷費	46,591	55,001	△8,410
57	水道光熱費	26,260	20,859	5,401
58	地代家賃	975,372	975,372	0
59	支払手数料	82,608	64,133	18,475
60	支払保険料	484,082	535,692	△51,610
61	支払報酬	807,278	884,475	△77,197
62	租税公課	6,590,552	7,158,600	△568,048
63	外注費	211,200	462,000	△250,800
64	支払利息	99,410	117,191	△17,781
65	会場設営費	53,589	51,023	2,566
66	雑費	110,000	15,500	94,500
67	貸倒引当金繰入額	8,000	26,000	△18,000
68	経 常 費 用 計	176,681,971	168,606,985	8,074,986
69	評価損益等調整前当期経常増減額	7,287,576	11,227,919	△3,940,343
70	当 期 経 常 増 減 額	7,287,576	11,227,919	△3,940,343
71	2 経常外増減の部			
72	(1)経常外収益			
73	経 常 外 収 益 計	0	0	0
74	(2)経常外費用			
75	経 常 外 費 用 計	0	0	0
76	当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
77	税引前当期一般正味財産増減額	7,287,576	11,227,919	△3,940,343
78	法人税、住民税及び事業税	1,432,100	2,644,800	△1,212,700
79	当期一般正味財産増減額	5,855,476	8,583,119	△2,727,643
80	一般正味財産期首残高	89,451,879	80,868,760	8,583,119
81	一般正味財産期末残高	95,307,355	89,451,879	5,855,476
82	II 指定正味財産増減の部			
83	受取寄付金	3,100,000	3,000,000	100,000
84	一般正味財産への振替額	△2,390,000	0	△2,390,000
85	当期指定正味財産増減額	710,000	3,000,000	△2,290,000
86	指定正味財産期首残高	3,000,000	0	3,000,000
87	指定正味財産期末残高	3,710,000	3,000,000	710,000
88	III 正味財産期末残高	99,017,355	92,451,879	6,565,476

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準に準拠している。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定により計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式で処理している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
預り基金特定資産（固定資産）	841,268,253,185	188,283,239,314	29,893,360,749	999,658,131,750
J-GBF支援事業寄付金（固定資産）	3,000,000	3,100,000	2,390,000	3,710,000
合 計	841,271,253,185	188,286,339,314	29,895,750,749	999,661,841,750

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの 充当額	うち一般正味財産からの 充当額	うち負債に対応する額
特定資産				
預り基金特定資産（固定資産）	999,658,131,750	-	-	999,658,131,750
J-GBF支援事業寄付金（固定資産）	3,710,000	3,710,000	0	0
合 計	999,661,841,750	3,710,000	0	999,658,131,750

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
時価のない有価証券			
金融債	50,000,000,000	-	-
合 計	50,000,000,000	-	-

5. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0
代替基金				
代替基金	2,889,190	0	0	2,889,190
合 計	2,889,190	0	0	2,889,190

6. その他

預り基金は、省庁が主管する事業の費用支払資金の預りであり、預り基金と同額の預り基金特定資産を設定し、管理出納している。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	635,000	8,000	0	0	643,000

(注)

当期減少額のその他は洗替による戻入額によるもの。

独立監査人の監査報告書

2023年6月7日

一般社団法人環境パートナーシップ会議
理事会 御中

太田諭哉公認会計士事務所
東京都渋谷区道玄坂1-9-4
公認会計士 太田諭哉

監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部

統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 事 監 査 報 告 書

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野良吉殿

私たち監事は2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 事業報告等の監査

各監事は、理事その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び拡大管理部会議その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な関係書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要なものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事等からその運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する運用状況報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書に対する監査

会計監査人 太田諭哉公認会計士事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます

2023年6月7日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

常勤監事 中西正治

監事 瀬尾隆史